

岩手県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査陰性
について (H31.3.13 14:00)

現時点での検査状況等について、以下のとおりお知らせします。

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査	監視重点区域指定状況
1	岩手県	紫波郡紫波町	オオハクチョウ	3/8回収	陽性		<u>3/13</u> <u>鳥インフルエンザウイルス</u> <u>(H11N9)と</u> <u>判明</u> <u>※高病原性ではない</u>	3/8指定 <u>3/13</u> <u>14時解除</u>

(太枠内下線が今回の情報です。)

【案件 No.1 について】

・岩手県紫波郡紫波町において3月8日に回収されたオオハクチョウ1羽の死亡個体について、確定検査を行った北海道大学より、確定検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルスは検出されなかった旨の報告がありました(鳥インフルエンザウイルスH11N9が検出)。また、現地での重点監視を通じて野鳥の大量死等は確認されていません。このため、現在設定しているNo.1に係る野鳥監視重点区域は、本日14時に解除します。

【参考：No. 1の案件について】

1 主な経緯等

(1) 死亡野鳥の確認地点

岩手県紫波郡紫波町

(2) 経緯

- ・オオハクチョウ1羽の死亡個体を回収(3月8日)。
- ・同日、岩手県において簡易検査を行ったところA型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が出たとの旨、報告があった。
- ・同日、回収等地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定。
- ・3月13日、北海道大学での確定検査結果の判明。高病原性鳥インフルエンザウイルスは検出されなかった旨の報告があった(鳥インフルエンザウイルスH11N9が検出)。

2 今後の対応

(1) 3月13日14時、No.1に係る野鳥監視重点区域を解除。

(2) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)に掲載)に準じて適切に対応。

【留意事項】

- ・鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをいただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

- 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf)に十分留意されるようお願いいたします。

【取材について】

- 現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

※ 環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。 (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

直 通 03-5521-8285

代 表 03-3581-3351

室 長 西山 理行（内線 6470）

室長補佐 野川 裕史（内線 6675）

担 当 近藤 千尋（内線 6676）

【参考】

今シーズンの野鳥の鳥インフルエンザ検査状況等（平成31年3月13日14:00現在）

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査	監視重点区域指定状況
1	岩手県	紫波郡紫波町	オオハクチョウ	3/8回収	陽性		<u>3/13</u> <u>鳥インフルエンザウイルス</u> <u>(H11N9)と判明</u> <u>※高病原性ではない</u>	3/8指定 <u>3/13</u> <u>14時解除</u>